**平成２５年（フ）第１０４７４号**
東京都渋谷区笹塚３丁目35―５―201
債務者　茨木　孝一
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１０４７５号**
埼玉県ふじみ野市駒林97　ミルフィーユふじみ野弐番館203
債務者　坂本　健太
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１０４７６号**
東京都町田市鶴川６丁目８－１―205
債務者　内村真由美（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１０４７７号**
東京都江東区亀戸６丁目55―10―902
債務者　吉村　良子
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１０４７８号**
東京都練馬区大泉学園町７丁目16―９－２Ｆ
債務者　猪瀬　裕美（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１０４９７号**
東京都葛飾区高砂４丁目１―49―1010
債務者　羽下二美枝
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１０５２５号**
東京都葛飾区柴又１丁目10―１―204
債務者　伊藤　俊二
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１０５２８号**
東京都青梅市今井１丁目198―１―201
債務者　吉川　一已
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１０５２９号**
東京都世田谷区上北沢１丁目32―５―207
債務者　船曳　加俶
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１０５３０号**
東京都世田谷区上北沢１丁目32―５―207
債務者　船曳　孝子
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１０５３１号**
東京都品川区大井３丁目24―15―502
債務者　島村　千晶
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１０５３９号**
東京都杉並区和田１丁目８―20
債務者　井之口瑞恵
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１０５４２号**
埼玉県坂戸市薬師町６－６―203
債務者　岡田　康知
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１０５４７号**
埼玉県川口市大字峯610　サニーハイツ峯弐番館205号
債務者　根本　孝幸
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１０５４８号**
埼玉県川口市大字峯610　サニーハイツ峯弐番館205号
債務者　根本　理恵
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部